



熊本県公報

第12103号
平成24年4月13日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止……………（障がい者支援課） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更……………（ ” ） 1
- 熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項に関する告示の一部改正……………（地域振興課） 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（高齢者支援課） 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ ” ） 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ ” ） 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ” ） 3

公 告

- 宅地建物取引業事務所不確知業者に関する公告……………（建築課） 3
- 熊本県道路賠償責任保険契約……………（道路保全課） 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告……………（建築課） 5

告 示

熊本県告示第609号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------------|------------|
| きりん堂薬局 熊本市保田窪五丁目10-31 | 平成24年3月31日 |
| あおいエコ薬局 熊本市本山町一丁目6-9 | 平成24年3月31日 |
| かもめ薬局 上天草市大矢野町登立14127 | 平成24年3月31日 |

熊本県告示第610号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

| 保険医療機関等の名称 | 変更があった事項 | 変更前の内容 | 変更後の内容 | 変更年月日 |
|--------------|----------|---------------|--------------|-----------|
| 西村内科・脳神経外科病院 | 医療機関の所在地 | 熊本市南熊本二丁目7-11 | 熊本市南熊本二丁目7-7 | 平成24年3月1日 |

熊本県告示第611号

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項
熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項（平成4年熊本県告示第780号）の一部を次のように改正する。

4 指導方針の項(1)本文中「次のいずれかに該当する開発事業に限り、」及び「ただし、ア及びイにおける「市町村」は、当分の間「平成15年3月31日現在における市町村の区域」とし、総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号。以下「整備法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「措置法」という。）の適用については、事前協議を行おうとする時点における開発区域の取扱いによるものとする。」を削る。

同項(1)アからエまでを削る。

5 開発事業の指導基準の項(1)エ中「鳥獣保護及び狩猟に関する法律（大正7年法律第32号）を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」に改める。

同項(1)カ中「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例（平成2年熊本県条例第61号）を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）」に、「特定希少野生動植物保護区」を「指定希少野生動植物の生息地等保護区」に改める。

同項(2)エ中「熊本県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物保護区以外の特定希少野生動植物」を「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づく指定希少野生動植物の生息地等保護区以外の指定希少野生動植物」に改める。

同項(2)コ中「熊本県地域防災計画に基づき指定された土石流危険溪流地区」を「熊本県地域防災計画に記載された土石流危険溪流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所」に改める。

同項(2)サをシとし、コをサとし、ケの次に次を加える。

コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

同項(3)シをスとし、キからサまでを1号ずつ繰り下げ、カの次に次を加える。

キ 地下水の水量及び水質の保全の措置が講じられるものであること。特に熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）に基づく重点地域においては、当該措置を積極的に講じられるものであること。

別表第1排水特定事項の項中「10mg/c」を「10mg/L」に改める。

別表第1大気・騒音一般的事項の項中「熊本県公害防止条例」を「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に改める。

別表第1文化財一般的事項の項中「おおむね20メートル以上の」を削る。

別表第2の1事業計画書13を14とし、7から12までを1号ずつ繰り下げ、6の次に次を加える。

7 地下水保全計画

節水及び水利用合理化対策、地下水涵養対策等について記載すること。

様式第1号の排水計画の項の次に次のように加える。

地下水保全計画

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--|------------|-----------|
| 悠優かしま居宅介護支援事業所 上益城郡嘉島町大字上仲間151 番地1 | 社会福祉法人 千寿会 | 平成24年4月5日 |

熊本県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|------------------|-----------|-----------|
| 悠優かしま短期入所生活介護事業所 | 社会福祉法人千寿会 | 平成24年4月5日 |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| 上益城郡嘉島町大字上仲間 1 5 1 番地 1 | | |
|----------------------------|--|--|

熊本県告示第 6 1 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--|-----------|------------------|
| 悠優かしま短期入所生活介護事業所 上益城郡嘉島町大字上仲間 1 5 1 番地 1 | 社会福祉法人千寿会 | 平成 2 4 年 4 月 5 日 |

熊本県告示第 6 1 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---|-----------|------------------|
| デイサービスセンター悠優かしま 上益城郡嘉島町大字上仲間 1 5 1 番地 1 | 社会福祉法人千寿会 | 平成 2 4 年 4 月 5 日 |

熊本県告示第 6 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|---|-----------|------------------|
| デイサービスセンター悠優かしま 上益城郡嘉島町大字上仲間 1 5 1 番地 1 | 社会福祉法人千寿会 | 平成 2 4 年 4 月 5 日 |

公 告

熊本県公告第 2 1 7 号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 6 7 条第 1 項の規定により公告する。
なお、この公告の日から 3 0 日を経過しても何ら申出がないときは、宅地建物取引業法第 6 7 条第 1 項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。
平成 2 4 年 4 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宅地建物取引業者

名 称 株式会社エクセル
代表者氏名 西村 康博
免許証番号 熊本県知事（1）第 4 7 0 9 号
免許年月日 平成 2 1 年 6 月 2 4 日

名 称 オーエムハウジング株式会社
代表者氏名 小川 元也
免許証番号 熊本県知事（1）第 4 6 1 4 号
免許年月日 平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

熊本県公告第218号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成24年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
熊本県道路賠償責任保険契約
- (2) 契約内容
熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路3, 571, 320メートル（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路54, 907メートルの道路賠償責任保険契約
- (3) 契約期間
平成24年6月1日午後4時から平成25年6月1日午後4時まで

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者
 - (3) 熊本市内に本店又は支店を置く者
 - (4) 県税を完納している者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
熊本県が指定する競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により（2）に記載の場所に、持参又は郵送（書留郵便により、平成24年4月28日までに必着）により提出するものとする。
なお、提出した申請書について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局道路保全課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2495

- (3) 申請書の受付期間
平成24年4月13日（金）から平成24年4月27日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、入札日の前日までに郵送で通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成24年6月4日（月）までとする。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

3の(2)に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成24年4月13日（金）から平成24年4月27日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

3の(2)に記載のとおり

- (3) 入札説明会の開催

ア 日時

平成24年4月27日（金） 午前11時

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年5月11日（金） 午前11時

イ 場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室

- (5) 入札書の提出方法

(4)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3の(2)に記載の場所に平成24年5月10日（木）の正午までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）をすること。

5 入札に関する事務を担当する部局の名称

3の(2)に記載のとおり

6 その他

(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札保証金として、4の(4)に記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約金額の100分の10以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2か年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(7) 契約書作成の要否

(8) 要

その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字平ノ窪2091番110
2, 644.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南熊本三丁目11番5号
有限会社 ユーナン開発